



項を定め、これに基づき食品関連事業者に対し必要な指導及び助言を行うとともに、特に多量の食品廃棄物を発生させている者に対しては、勧告、公表及び命令をすることができるとしており。

第三に、食品循環資源の再生利用を促進するため、これを原材料とする肥料、飼料等の製造を業として行う者は、登録再生利用事業者として主務大臣の登録を受けることができることとしております。

第四に、食品関連事業者、農林漁業者等及び肥料、飼料等の製造業者の連携を促進するため、三者が共同して再生利用事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとしております。

第五に、登録再生利用事業者または再生利用事業計画の認定を受けた事業者が行う再生利用事業の円滑な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、肥料取締法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の特例措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○松岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○松岡委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林水産大臣官房長官中野晴彦、農林水産省構造改善局長渡辺好明君、農林水産省食品流通局長福島啓史郎君、食糧庁長官高木賢君、林野庁長官伴次雄君、水産庁長官中須勇雄君、内閣官房内閣内政審議室長竹島一彦君及び大蔵省主税局長尾原榮夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○松岡委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○松岡委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小平忠正君。

○小平委員 民主党の小平忠正であります。

本日は、今、大臣からるる説明がございました食品資源再生利用についての審議であります。この法案の内容を私なりに検討してみますと、我が国の農業や食生活の矛盾がいろいろと浮き彫りにされてきております。このような思い、感想を持ったのは私一人ではないと思います。

特に今の時代は飽食の時代と言われる等、現代においては、膨大な量の食品が食べられず、または食べ残されて捨てられているのが現状であります。我が国は世界で最大の食料の純輸入国となっており、世界じゅうにはまさに飢饉に瀕している人々が八億余おられる。まさしく我が国の総人口の七倍に値する世界じゅうの方々が飢餓、栄養不良、こういう状況に瀕しておる。農産物、食料品を金に飽かして安易に輸入をし、安易に廃棄する、こういうことは、今申し上げました世界の状況、特に食料事情を考えますと、犯罪行為に等しいと言ってもよろしいのではないかと、こんなふうに感ずる次第であります。

国内で自給できるものはできるだけ国内で自給をする体制づくりが一番大切であることは言うまでもありません。昨年の食料・農業・農村基本法審議の過程で、国内農業生産の増大を基本とし、この委員会が我が民主党も共同して修正をし、可決成立したことは記憶に新しいところであり、まことに意義深いものがある、こう思うのであります。

ここでは、国内の農家の方あるいは海外の農家の皆さん、そして食品産業に携わる方々がつくった大切な食品の廃棄物問題について考えていきたい。

食品廃棄物はいろいろな段階で発生するわけであり、食品を製造する段階で食品工場等

から食品残渣の形で発生する分がまずあります。また、製造された食品が流通、外食の段階を経る間に発生すると思えます。いわゆる賞味期限切れのもの、食べ残しといったものも含まれます。スーパーやコンビニストアにおいては、賞味期限の切れたものや賞味期限が切れそうになったものについて、まだ十二分に食べられるものであるにもかかわらず、大量に廃棄をしているのが今日の実態である、そう言えると思います。

昔は、人が食べなくなったものについては、貴重な有機質の資源として肥料や飼料に活用するものが当たり前でありました。しかし、最近はかなりものと指摘されております。このような状況を考えれば、食品廃棄物についても、そのリサイクル対策を進めることが肝要であることは当然であります。農林水産分野においては、既に昨年、家畜ふん尿に関する法律を制定するなど、循環型社会形成のための取り組みを行ってきたところであります。

以上、申し上げましたが、本法案は、これらに次ぐ農林水産分野の循環型社会形成推進のための法案と考えられます。そこで、本法案の背景、目的等についてまず大臣からお伺いし、その後、局長からも見解を伺いたいと思います。

○玉沢国務大臣 本法案の背景、目的いかに、こういう御質問であると存じます。

今後の我が国経済社会の持続的な発展を可能にするためには、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題であります。

食品廃棄物は、一般廃棄物の大宗を占める相当の量が発生している一方、再生利用等の資源の有効利用は十分に行われていない状況にあります。

食品循環資源の有効な利用と食品廃棄物の排出の抑制を一体的に推進していくことが強く求められております。

このような状況を踏まえまして、食品循環資源の再生利用、食品廃棄物等の発生の抑制、減量に

関し基本的な事項を定め、食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることによりまして、食品資源の有効利用の確保、食品廃棄物の排出抑制を図るとともに、食品関連事業者の健全な発展を促進することを目的とする本法案を提出した次第であります。

○小平委員 局長、また後でお伺いします。

基本的なお考え方を今お聞きいたしました。次に、本法案と食料・農業・農村基本法との関係についてありますが、前に制定された食料・農業・農村基本法におきましては、農業の持続的発展をその基本理念として、循環型社会形成の考え方を盛り込んでいられるとされています。特に、その中でも十七条におきましては、食品産業の健全な発展のために、事業活動に伴う環境への負荷低減及び資源の有効利用の確保に配慮する旨を規定いたしております。

そこで、本法案と食料・農業・農村基本法、さらには、それに基づいて先般定められました食料・農業・農村基本計画との関係について、大臣にまず基本的なことでお伺いしておきます。

○玉沢国務大臣 食料・農業・農村基本法におきまして、委員が今御指摘されましたように、第十七条におきまして「環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮」する、こう言っているわけでございます。

これに関連しまして、本法案は、食品産業の事業者が食品循環資源の再生利用を促進することによって、食品資源の有効利用、食品廃棄物の排出抑制を図ることを目的として規定しておるわけでございまして、この基本法の趣旨にも即したものとなっているところでございます。

○小平委員 基本法の理念、それに即したということでありまして。

そこで、この政策の展開であります。私は、食品のリサイクル問題というのは、循環型社会形成のための施策であるとともに、食料・農業・農村基本法の理念に基づいた施策であるということがよく押さえていくこと、踏まえていくことが

特に肝要だ、これは御異論ないと思います。どんなものが同じ思いであると思ひます。

今国会においては、リサイクル関係の法案がたゞさん提出をされております。いずれも重要な、大事な法案であります。食品のリサイクルは単なるリサイクルではなく、国民生活の基本となる食料、そして、農業に密接にかかわるものであります。食品のリサイクルを進めていくためには、農林水産大臣が中心となつて各省庁と協力をしていくことが特に必要であり、また、有効にこれから機能していくものと私は思ひます。

それで、食料・農業・農村基本法の理念に基づいたものであるということを、これらを基本に踏まえて今後の政策展開を図っていくのであります。しょうが、これについて、大臣の決意並びにその見解といひますか、それをお伺ひいたします。

○五沢國務大臣 委員御承知のとおりであります。が、先般、食料自給率の向上等を目指して基本計画を打ち立てたところでござひます。その中におきまして、やはり資源の有効利用を図っていくということが一番大事なことの一つであります。から、食品廃棄物等につきましてもこれをリサイクルして、肥料あるいは飼料に活用することによつて自給率の向上にも大いに役立てていく、こういうことが私は大事なことだと考えておるわけでござひます。そういう観点から政策の実施を図つてまいりたい、こう考えておるところでござひます。

○小平委員 次に、食料の供給力、これらは需要供給、こういう中で向上を目指していくことが必要であります。先般の食料・農業・農村基本計画におきましては、食料自給率の数値目標が示されたわけでありまして、これについては、私どもも時間があればいろいろと議論したいところでありますけれども、きょうはリサイクルがメインでありますので、その時間がありません。この基本計画は、食品の流通・消費段階の廃棄や食べ残しについて指摘をし、平成二十二年度の供給熱量総合食料自給率の目標について、消費の面から国民の理

解と関心が高まる中で、ダイオキシン対策関係閣僚会議で平成十一年九月二十八日に決定された廃棄物の減量化の目標等を勘案して、近年の供給熱量と摂取熱量の差の約一割が減少し、供給熱量が二千五百四十キロカロリーになることを見込んでゐる、こう言つております。

食品の廃棄や食べ残しを減少させることは、先ほどから申し上げてゐるとおり、極めて重要なことではあります。しかし、食品の廃棄や食べ残しの減少を前面に出して、自給率を向上させるといふのはいかなるものかと思ひます。

まず第一点、やはり、政府として本来的に自給率の向上を図るべき手段は、食料供給力の向上であると思ひます。基本計画で示された四五％という自給率は決して甘い目標でないことは、だれしもが考えてゐるところであると思ひますが、しかし、この四五％という自給率を達成するためには、我が國農業、農村を再生し、食料供給力の向上を図ることを第一とすべきであると思ひます。これについてお伺ひしたいと思ひます。

が、大臣、よろしいですか。

○五沢國務大臣 当然、自給率の向上を図っていくということにおきましては、生産面での生産の拡大、また同時に、それを消費していくという体制がともに大事であることは、否定することができない一番大事なことだと思つておるわけでござひます。

したがひまして、例えば農地等に関しましては、一年平均にしますと、二万ヘクタールから三万ヘクタール転用される、それに対して、いかに農地を造成しながら確保していくかということが大事だと思ひます。したがひまして、例えば農地の確保におきましては、十年間で四百七十万ヘクタールを目指して努力していく、それから、延べ作付面積にして四百九十五万ヘクタールを確保する、同時にまた、技術の開発、普及によつて、つまり、反当収量をいかに上げていくかということも課題の一つである、こういうふうに見えるわけでござひます。

やはり、消費者の皆さんにおかれましては、最も健康にいい食生活といひますのはバランスのとれた日本型食生活である、こういうことも認識していただきまして、地産地消という言葉をもちまして、国内で生産したものをできるだけ消費していただく、こういうことの理解も含めながら自給率向上を図っていくことが大事である。その一点の中に、つまり、食べ残しとか食品残渣の問題についても、これを放置するのではなくして、再利用するための措置も講じて、わずかながらでも自給率の向上に役立てる、こういうことが大事であると思ひます。

○小平委員 今、大臣から、日本型食生活を中心とすると、私もそれについては異論がありません。

そうしますと、食べ残しや食品の廃棄の増加等を防ぐには、国民一人一人の食物に対する姿勢といたうか、これは親からのしつけもあるでしょうが、いろいろな環境等もあるでしょうが、国民それぞれが努力が必要であることは言うまでもありません。しかし、実際には、店頭にあふれる食品、必要以上に用意される食事等、現代、我が國の飽食の構造をそのままにして単純にリサイクルを進めようとしてもうまくいかない、私はそう思ふのであります。

したがつて、広く一般国民に対する啓蒙、啓発活動が重要であると思ひます。循環社会関連各法案においても、今回、単なるリサイクルを進めるのではなく、リデュース、すなわち、発生抑制が重要である、こう言われております。これに關して、本年三月二十四日ですか、私が聞くところでは、食生活指針の推進について閣議決定され、食生活指針の普及、定着に向けた各分野における取り組みの推進が図られることになった、こう聞いております。

そこで、日本型と言われる健康的で質素な食生活を進めることが大切であります。日本型食生活を中心とした食生活指針の普及、定着を図るべき、こう言われておりますが、具体的にはどう取

り組んでいくのか、ここは、その衝にある所管の局長、福島さんにひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○福島政府参考人 今、先生から御指摘がございましたように、我が國の食生活の現状を見ますと、海外からの食料輸入の増大に加えて、食の外食や生活様式の多様化が進展してござひまして、飽食とも言われるほど豊かなものになってゐる。その中で、脂質のとり過ぎ等の栄養バランスが崩れてきてゐる、あるいは食料資源の浪費等の諸問題が起きているわけでござひます。

こういう状況に対処するために、農林水産省におきましては、健康、栄養面では厚生省、また、子供たちへの食に関する指導の面では文部省と共同いたしまして、栄養バランスの改善や食生活面でのむだや廃棄の減少を含めた十項目から成る食生活指針を策定したところであります。この指針の推進につきまして、閣議決定がなされていくわけでござひまして、関係省庁一体となつて取り組むこととされてゐるわけでござひます。

今後、厚生省、文部省とも協力しながら、食生活指針の普及、定着に向けまして、食を考へる国民会議の活動あるいは保健所、保健センターを通じた取り組み、あるいは学校教育や保育所、児童館におきまして食に関する教育など、国民の理解と実践を働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○小平委員 谷津政務次官、お出ましますからお伺ひいたします。これらを今後進めていくには、消費者、事業者を含めて、それぞれ國も地方もありませんが、地方についてはこの後また続けてお聞きいたしますけれども、まず、消費者、事業者等々それぞれの責務といひますか、それから連携が今後、必要になっていくと思ふのであります。リサイクルを今後、円滑に進めていくためには、ただ単純に食品関連業者だけに義務を課する、また、それを無理やり履行するということとは不適切であり、私は無理が出てくると思ひます。

そこで、食品のリサイクルを進めていくために

は、事業者、消費者、国、地方公共団体等においてそれぞれの役割を十分に果たしていくことが重要である、こう言えると思いますが、消費者、事業者、国、地方公共団体それぞれの責務について、どのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

さらに、農水省はこれらの関係者が十分連携をとって機能を発揮できるようリーダーシップを十二分に発揮していただきたい、こう思うのでありますが、これらについて総括政務次官、御見解を賜りたいと思います。

○谷津政務次官 先生の御指摘のとおり、非常に今の点は重要だろうと思います。本法律案におきましては、食品廃棄物等の再利用あるいは発生の抑制、減量を一体的に進めていくためには、まず、消費者及び事業者については、食品の購入または調理の方法等の改善による食品廃棄物の発生の抑制等の責務を規定しております。これは四条においてそうなっております。また、七条におきましては、食品関連事業者については主務大臣が定める基準に基づく再生利用等の実施が義務づけられております。さらに、九条におきまして、政令で定める事業規模、これは今現在、年間食品廃棄物の発生量が百トンを見込んでおりますが、それ以上の食品関連業者については、勧告、公表等によりまして再生利用の実施を確保することとしております。

さらに、国につきましては、再生利用等に必要資金の確保、情報の収集、研究開発の推進のほか、国民の理解、協力を求めることを責務として規定しております。これは五条にあります。

また、地方公共団体の責務といたしまして、地域の実情を踏まえまして、再生利用等の促進をするための措置を講ずるよう努めなければならぬというふうに、法の第六条で規定しているところでありま。

このような措置を的確に実施するために、農林水産大臣及び環境大臣を中心に、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が主務

大臣となつているところでありまして、各省とも連携を図りながら効果的なリサイクルの推進に努めていかなければならないと思つているところであります。

また、先生の後段の質問でございましてけれども、市町村はその区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならないこととされまして、最終処分場の逼迫、排出数量の増加等厳しい状況にあることは承知をしております。

本法案の対象とする食品廃棄物は直接的には事業系食品廃棄物一千万トンでありまして、これは、一般廃棄物が約六百万トン、産業廃棄物が三百四十万トンであります。したがって、本法案によりまして、食品廃棄物の再生利用、発生の抑制、減量を一体的に進捗することは、事業系一般廃棄物の処理を行う地方公共団体の負担の軽減に資するのではないかとこのように考えております。

残りの家庭系食品廃棄物約一千万トンでありまして、これにつきましても、本法案によりまして事業系食品廃棄物の再生利用が円滑に進む仕組みを整備されてくるならば、消費者の自覚による分別の徹底とあわせまして、事業系食品廃棄物のリサイクルに取り込まれることを通じまして、地方公共団体の負担の軽減につながっていくのではないかとこのように考えているわけでありま。

こうした観点も踏まえまして、農水省といたしましては、環境省等の各省とも連携を図りながら、民間や地方公共団体によるリサイクル施設の整備の支援を初めといたしまして、効果的な再生利用等の推進に努めてまいりたいと考えているところでありま。

○小平委員 今、今後の取り組み、連携について政務次官から御答弁をいただきましたが、特に私は、その中において、地方公共団体の役割というか、今後、実際、それぞれのコミュニティを統括する立場において自治体の果たす役割、責任も大きいと思つております。そこに絞つて少しお話をさせていただきますが、特に食品循環の再生利用、こ

れらについて既に取り組んでいる事例が実はあるわけでありま。それは、私の地元の北海道の札幌市において、食品残渣をリサイクルし飼料を製造する試みが既に実用化の段階に入つてい、このように伺つております。

私も、それはお伺いしている段階で、実際に自分の目でまだ視察をしたわけじゃないのですけれども、お聞きするところによりますと、札幌市は食品廃棄物について、現在、それぞれ幾つか分かれておつた七社ですが、その一般廃棄物収集業者を札幌市は財団法人として環境事業公社一つにまとめて、食品廃棄物のみの収集体制を構築し、その処理は民間のリサイクルセンターに委託をして実施をしている。しかも、その土地についても、札幌市が格安に賃貸をして、利用をして推進している。こういう中で、札幌市内のレストラン、ホテル、学校、スーパー等々から排出される多くの生ごみを、異物の、いわゆる分析なり、分けて、それをきちんとまとめて、飼料として製造に向かつてい、こういうことをお聞きいたしてあります。

そこで、これは一つの事例であります。このような取り組みを他の地方公共団体にも普及していくことは、この問題の大きな前進につながっていくと私は思うのであります。そして、地方公共団体の廃棄物処理を単なる焼却や埋め立てから、有用な資源へのリサイクルへ転換していくこと、このことが今日、求められているいわゆる循環型社会への実現に大きく一歩を踏み出すことになつたと思つてい。しかし、これらについては、まず財政的に負担が大きく、地方公共団体も単独では十分な展開が困難である、この指摘をしなければならま。

そこで、農水省としては、これから省庁の名前が変わりますね、環境省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省ですか、こういう各省を束ねて、今回、リサイクル法案をまとめたわけでありま。現在、現行の省庁名ですけれども、今これからの省庁名を申し上げましたけれども、

も、そういうわけでありま。今も申し上げたような地方公共団体の状況を十分に把握されて、各省とも連携をされてこの支援方をさらに強化していただきたい、こう思ひまして、これは局長、その衝に当たる立場としてぜひ取り組んでもらいたいと思つておりますが、いかがでしようか。

○福島政府参考人 今、先生から御指摘がありましたように、札幌市の事例、また山形県の長井市におきまして、要するに、一般家庭あるいは事業所から排出されます食品廃棄物の堆肥化、また有機農産物等の生産という事例、長野県の白田町におきまして同様の事例等、地域におきましていろいろな特色ある取り組みなり先進的な取り組みが行われております。

こうした状況を把握しながら、国としましては、他の市町村等に対する普及啓発、指導等に努めてまいりたいというふうに考えております。今後、関係省庁と十分連携をとりながら、食品廃棄物の処理施設の整備あるいは再生利用等の技術開発、実証事業、普及、開発等に関する各種予算措置等につきましまして、来年度予算要求等におきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○小平委員 今回、我が国の循環型社会を立派に形成していくためにこのような法律ができるわけでありま。したがって、特に農業という場合は環境と最も調和をできる、またそうしなければならぬ産業でありますので、これからの二十一世紀に向けて、我が国の循環型社会の形成に向けて、大臣を先頭にぜひ農水省が率先して取り組んでいられることを期待申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○松岡委員長 次に、宮地正介君。

○宮地委員 きょうは、国会議員生活二十年の最後の質問になりますので、循環型社会に向けての食品廃棄物リサイクル法を最初にお伺いしながら、農林水産問題全般についても、限られた時間

でございますが、大臣並びに関係の政府参考人にお伺いしてまいりたいと思います。

まず、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案についてでございます。これは公明党が、特にこの国会におきまして、二十一世紀においてはいわゆる循環型社会というものを構築していくことが我が国において大変重要な政治課題である、こういうことで、基本法を中心とした関係法案についても積極的に推進をしているわけであり

これはもう既に大臣御存じのとおり、今我が国は大量生産の時代、またそれに伴います大量消費、そして大量の廃棄物、高度経済成長以後、社会的な大きな問題になり、特にごみ戦争と言われるような環境破壊、公害問題、特に最近は大イオキシンの問題あるいはごみの処理場の問題等々、今、二十世紀終わりに差しかりまして、大変大きな社会問題が提起されているわけであり

そういう中で、製造の段階から消費、そして廃棄のところで、リサイクルできるものは徹底してリサイクルをしていく。どうしてもリサイクルできないものはごみとして処理せざるを得ませんが、今後は、製造段階からリサイクルのできるような資源を使いながら、新しい日本の社会を構造的に改革していく、こういう意気込みで今、我が公明党は取り組んでいるわけでございますが、まず大臣に、二十一世紀はそうした循環型社会をつくり上げていくんだ、この決意なり抱負を確認しておきたいと思

（委員長退席、金田（英）委員長代理着席）  
○玉沢國務大臣 二十一世紀は、私は、環境と食料の世紀ではないか、こういうふうな考えております。

そういう中におきまして、農業におきましても、まさに多面的機能の役割を果たしながら環境をよくし、そして、生産されたものは消費者の皆さんに喜んで消費していただく。もしその中におきまして、食べ残しとか廃棄物があつた場合には、これをリサイクルしまして、また生産その他

に使っていく。

こういうことがサイクルとして確立をされていくことによりまして、農業の持っている役割がますます高まってまいりますし、環境に対してはいい影響を与えていく、こういうことで、環境と農業という問題は極めて重要なものとなつてくると考えているわけでございます。そういう趣旨にのつとめて、今後、政策の展開も図つてまいりたいと考えております。

○宮地委員 私は、もう少し大きい立場の、今、御質問をさせていただいたわけですが、特に、今回の法案はまさに食料の廃棄物のリサイクル、これは大変に農業にとつて重要である。私も全国、いろいろと回つてみました。特に畜産業の、牛のふんどとか豚のふんをリサイクルして有機肥料にして、稲作農家の皆さんが有機栽培で本当に安全なおいしいお米をつくつていらっしゃるのを私は全国で見えてまいりました。

今回も食料廃棄物を肥料なり飼料にリサイクルして、生産農家の有機肥料にしていこう、今回の農水省マターの食料廃棄物のリサイクル法というのは、一石二鳥、三鳥につながついていく、こう見て、大変にこの法案については私は大賛成をしているわけであり

きょうは大蔵省主税局長にも来ていただいておりますが、そうした循環型社会に構造的に改革していく中で、それなりにいわゆるリサイクル社会、循環型社会に貢献をした企業、団体あるいは個人、こうした方々については、現在、地方税の段階では固定資産税とか保有税とか、そういう形でフォローしておりますが、やはり国が国税の段階で相当な思い切つた政策税制というものを、来年度の、いわゆる税制調査会を通じて、予算編成の中に思い切つて導入していくべきである

主税局長のこの点についての考え方を確認しておきたいと思

○尾原政府参考人 今、先生からお尋ねのございました税制上の特例措置でございますが、これは

もう言うまでもなく、政策目的を実現するための政策手段でございます。ただ、税制の基本理念の例外になるものでございますので、十分な検討を常々行つていらっしゃると思

それで、今お尋ねのございました循環型社会の形成でございますが、この政策は大変重要な課題だといふふうに考えております。最近をちょっと振り返りまして、PETボトルなどの飲料容器の有効利用を促進するために、再生資源分別回収設備の特別償却制度というものを設けておりますし、また、プラスチック、古紙、木材、こういうものについても再商品化するというところで、再商品化設備の特別償却制度を創設しております。それからまた、ことしも、家電のリサイクルを支援するということから、家電廃棄物の再生処理装置も、この特別償却制度の対象に追加することにして

いづれにいたしましても、この特例措置、絶えず見直しを行つていくことは大切でございますけれども、その時代時代に求められる政策の重要性を十分に踏まえまして、今後とも十分に検討していきたいと思

（金田（英）委員長代理退席、委員長着席）  
○宮地委員 ぜひ政府税調等で十分議論していただいて、平成十三年度予算の税制改正の中で、循環型社会に貢献していく企業、団体、個人、こうしたものに対しては、国税の段階でもっと積極的に踏み込んでもらいたい。財政的な支援、金融的な支援は当然であります。やはり税の世界で私は積極的に対応していただきたいことを、強く要請しておきたいと思

そこで、具体的に、今回の法案を成功させる一つの重要なポイントは、ホテルとか流通業者とか製造段階で食品廃棄物が出る、それを今度はリサイクルする再利用の事業者をどのように育成し、また立ち上げていくか。今度は、そのつくつた肥料あるいは飼料が本当に生産農家のニーズに合った安全な飼料なのか、あるいは本当にニーズに合った質の高い肥料なのか、コストはどうなんだ

ろう、このところが大変重要な問題であらう。

そうした段階、段階において、製造段階、あるいはリサイクルをする事業者、生産農家、こういう段階において、税制上、資金上あるいは財政上のフォローアップは当然であります。しかし、その仕組みの中でどう農水省が、特にこのリサイクル事業者に対してフォローアップしていくか、これが最大の課題ではな

この点について、福島食品流通局長の考え方を確認しておきたいと思

○福島政府参考人 今先生から御指摘がありまして、リサイクルを円滑に促進する観点からは、リサイクルされた肥料なり飼料なりが生産者等によりまして利用されることを確保することが重要であり

このために、本法案におきましては、まず一つは、食品関連事業者がリサイクルに取り組みに当たりまして、肥料等

第二に、御指摘のように、再生利用事業者の育成が重要でござ

第三に、排出事業者と再生利用事業者、それからリサイクル製品を利用します農業者が共同で、三者が連携をいたしまして、再生利用事業計画の認定を受ける制度も設けて

こうした措置によりまして、一つは、コスト面で、低コストなリサイクル製品を提供するということ、また、そのリサイクル製品は安全性な品質が確保されるということ、そうしたことを通じて、その利用を拡大していきたいというふう

は金融、税制等必要な施策の充実につきまして、来年度予算要求等におきまして検討してまいりたいというふうな思っております。

○宮地委員 局長、今あなたが答弁したことは全部法案の概要に書いてあるから、私、全部わかっている、時間がないんだから、結論からびしっと答弁してもらいたい。

特に、今回の目標として、農水省としては具体的に、現在の廃棄物の中で事業用が約六百万トン、そのうちの二〇％、百二十万トンを今後五年で再生利用していく、今までに約百六十五万トン、合わせて二百八十五万トン、プラスアルファ約三〇％目標で頑張る、こういうふうな報告を受けているわけですが、この五年後の目標達成のために具体的に何をやろうとしているのか、この点について簡潔にお伺いしておきたいと思ひます。

○福島政府参考人 今、先生から御指摘がありましたが、事業系の食品廃棄物、現在、一七％程度の再生利用率でございますが、これを各事業者におきまして二〇％実施してもらおう、そうしますと、これが約三〇％程度になるというふうな考えておるところでございます。

そのために、今後、必要な食品廃棄物の処理施設の整備それから再生利用等の技術開発、実証事業、普及、開発等に関する各種予算措置等あるいは金融措置、税制措置につきまして、来年度予算要求等におきまして検討、対応してまいりたいというふうな考えております。

○宮地委員 ぜひこの重要性については、大臣を初め農水省も今後しっかりと頑張っていたきたい、このように要請をしておきたいと思ひます。

そこで、第二の大きなテーマとして、先日お伺いしましたが、いわゆる食料・農業・農村の政策を推進するために私が提言した、内閣に推進本部を設置する、こういうことで、三月二十四日の閣議で小淵総理のときに決定をいたしました。そして、第一回の推進本部の会議が、今度は森総理のもとに四月十八日に行われました。いよいよこ

の食料・農業・農村政策の推進について、内閣も本腰を上げてきたことは、私も大変喜ばしいことである。

また、基本計画も閣議決定され、国会に報告されてきて、当面、十年かけて食料自給率を四五％、将来は五〇％の目標でいく。私は、この四五％の食料自給率の目標達成は至難の中の至難のわざである。これは本日に、小淵総理がこの委員会です。昨年七月に私に確約したように、内閣の総力を挙げて取り組む、こう答弁されたとおり、本気になって、入魂して内閣が取り組みをしないと、十年後は四五％どころか、場合によっては今の三九％が減っているかもしれない。こんなことになつたら大変な問題であるし、今回の新法を制定させた意味がなくなるわけであります。

そこで、きょうもまた事務方の幹事会の座長である竹島内政審議室長にもお出しいただいておりましたが、やはり内政審議室長は内閣の事務方のかねめですから、大変お忙しいとは思ひますが、全庁をにらんで内閣としての仕事の順位を考えていくと、果たしてこの推進本部はどの程度になるのか、重要なことは、認識はわかつていなければならない、本当に行動で示すにはなかなか厳しいのではなからうか。

そういうことで、この幹事会の開催についてある程度定例化をして、各省の状況をチェックしながら推進をしていく。お忙しいことは十分わかっていますが、私はやはり、年に、定例化してこの幹事会を開き、重要なときにはタイミングを見て推進本部の閣議を開く、こういう対応をしていただけないものか。

竹島室長にこの点についての御意見を伺つておきたいと思ひます。

○竹島政府参考人 お答え申し上げます。

先日も宮地委員から同趣旨の御質問というか御意見をいただいたわけでございます。今回、新しい基本法になりまして、今御指摘がございましたように、基本計画というものをつくって、まさに内閣レベルの問題としてもこの食料・農業・農村

政策を取り上げていくということに、新たな気持ちでそういう仕組みもできたということは、御指摘のとおり、我々も十分に踏まえております。

それで、つくつただけでちゃんとやるのかという御指摘だと思ひますけれども、私も、こういうことでつくつた以上、きちんと食料自給率の低下傾向に歯止めをかける、それからさらには、四五％を目指して十年後に持つていく、こういうことについて具体的に成果が上がるように、当然、農林水産省が中心でございすけれども、関係省庁もございすので、幹事会等々適時適切に開いてやっていきたいと思ひます。

ただ、定例的というふうにおつしやいましたけれども、こういう政策マターでございすので、予算でありまうとか法律でありまうとか、また重要な統計が出てきたということでもフォローアップするとか、そういう材料がありまうと、二カ月に一回とかそういうふうな決めていきましても、幹事会の運びとして能率的かどうかという問題もあろうかと思ひます。

いずれにしても、農水委員会初め関係方面の御指摘も十分に踏まえながら、幹事会として適時適切に運営していきたいというふうな考えております。

○宮地委員 竹島室長、食料自給率の向上、そして十年後、四五％をカロリーベースで達成しよう、閣議でこういう決定をしたわけですね。この食料自給率を四五％に持つていくには、生産段階の農水省マターだけでは、はつきり言つて無理なんだ。

農水省は、いろいろ構造改善事業をやつたり生産性の向上のために御努力してきましたよ、旧農業基本法以来この三十八年間。しかし、消費の変化、食生活の変化、こういう大きな社会の変化の渦の中で食料自給率の向上をやるためには、もうこれは、いわゆる新しい農業基本法十五条の「政府は、云々」というところは、今までは、農林水産省は、こう読んでいた。しかし、これでは難しいから、私は小淵総理に、内閣はと、こう読ん

で、内閣の総力を挙げてやつてもらいたいんだというところでこの推進本部の提言をして、小淵総理はそれを確約して、実現にこぎつけてくれた。

当然、これから食料自給率の向上のためには、国民に、米の問題についても、健康との関係とか、いろいろと食生活変化の中でどう理解と協力を得られるか。このためにはやはり内閣に先頭を切つてもらいたいという願ひでつくつた推進本部なんです、室長。

ですから、そこをやはり、適宜というのは非常に聞かえはいいのですけれども、あなたの立場も非常に忙しいから、逆にあなた自身を縛つてしまつた方がよっぽど効果が出るのじゃないか、こういうことで定例化を提言したわけですが、きょう、すぐ答弁しろとは申し上げません、ぜひ総理とも相談されて、私は、幹事会の定例化を前向きに検討していただきたい。

例えば、高木食糧庁長官が今、米の問題について、健康との問題、非常に頑張つておる。ちよつと長官、今どういうふうに対応されているか、皆さんに報告してもらいたい。

○高木政府参考人 先般三月に、食生活指針が厚生省、文部省、農林水産省の三省で決定されました。その中のポイントの一つ、大きなものが、御飯などの穀類をしっかりと食べる、その裏側として、食塩や脂肪を控え目に、こういうことでございす。これをさらに具体的にするために、御飯で健康食生活、こういうキャッチフレーズで、お医者さんあるいは栄養学者さん、こういう人の協力を得まして、これまでの知見を集積いたしまして、おいしい御飯で健康食生活という、いわばPRのための基本的コンセプトをつくつたところでございす。

このコンセプトに基づきまして、今先生からお話がありましたように、特に若い女の人、それから児童生徒、こういった方を重点対象といたしまして、セミナーなりシンポジウムあるいはビデオの作成、ありとあらゆる方法で普及、推進を図るということで取り組んでいるところでござい

す。

○宮地委員 長官が取り組んでいる「お米・ごはん食のメロッド」というこのわら半紙の、中身は非常にいいですね。例えば、「ごはんで糖尿病など生活習慣病を予防しよう」と。「お米などに含まれる糖質は優先的にエネルギー消費に使われるため、ごはんは太る原因とはなりません。むしろ、ごはんは粒食であり、そしゃくが必要で消化・吸収が緩やかになるため、インスリンの分泌をあまり刺激しないことから、太りにくく、糖尿病など生活習慣病の予防に有効といえます。」これをテレビでPRしようと言います、テレビで、コマースシャルで。これは、お米に皆さん、すごい関心を持ってくれると思う。

竹島室長 農水省の予算では「食料・農業・農村基本計画のあらまし」、こういうすばらしいパンフレットをつくったんです。食糧庁は予算がないから、わら半紙なんです。ところが、中身はすばらしいことを訴えているんです。こういうことを、例えばテレビコマースシャルで国民に訴えてもらいたい。今、室長、農水省全体でテレビで使っているコマースシャル料というのは、残念ながら五億ぐらいなんです。こういうすばらしい内容を本気になってテレビで訴えてもらいたい。パンよりも米を食おうじゃないかと、大変な食生活の変化が起きますよ。むしろ、海外から輸入で来る農作物を食べるより、日本でつくられたおいしい安全な米を食べよう、こういうすばらしいPRになる。

この中身をぜひ読んでいただいて、十二年度予算は非常に少ないですから、十三年度予算で内閣でやりきったとした予算措置をして、本日に日本のお米は世界の食料安全保障にも貢献するんだと。あるいは、室長、前にお話したと思うんですが、米というのは、稲作というのは、一ヘクタール当たり平均五トン収穫ができる。ところが、C O<sub>2</sub>の吸収は十五トンなんです。ですから、地球の環境保全にも水田、稲作というのは非常に有効なんだ。ましてや、六十億の民の中で今八億の民

が食料の危機に瀕しているわけです。ところが、日本は、千三百五十万トンの米をつくれる耕作面積がありながら、残念ながら、減反政策というところで九百五十万トンに減らしている。世界の民は口をあけて待っている。先進国日本がそれでいいの。

やはりこのことを考えたとき、生産農家の皆さんにもプライドがありますよ。米をちよっとつくり過ぎた、これを豚のえさに回しましよと、十七万トンやっただけですよ。こんなことしたら、おれたちのつくった米が家畜のえさなのかと。むしろ、そうじゃなくて、おれたちのつくったおいしい米は世界の食料安全保障に貢献できるんだ、あるいは地球の環境保全に貢献できるんだ、生産農家の皆さんに誇りと使命感が出てくるんじゃないですか。そういう方向に持っていくのが政治であり、行政の責任ではないか。

だから、この四五%、食料自給率の向上を一つの大きなすけとして、小淵総理が亡くなる前に私に約束したとおり、本気になって内閣の総力を挙げて取り組む、これをぜひ、竹島室長、あなたと私は大蔵委員会以来からの古いつき合ひでもあるんだ、わかると思います。もう一度ここで、定例会については答弁できないにしても、今申し上げたことについて御決意を伺っておきたいと思っています。

○竹島政府参考人 先生の大変熱意あふれるお話、十分に承りました。これから幹事会等におきましても、内閣の立場で、広報関係でありますとか他省庁、今のお話では厚生省とか文部省が関係するわけでございますけれども、そういうところで積極的に取り上げるように指導力を発揮してまいりたいというふうに考えております。

○宮地委員 あとは、竹島室長初め内閣の今後の対応を、私も民間人になりました、しかと監視をさせていただきます。そこで、時間がありませんので、来年の四月から、農業に続いて、今度は新漁業基本法、それから新森林基本法、これを今、水産庁あるいは林野

庁が来年の通常国会に向けて汗をかいていると思えます。まさに二十一世紀の来年一月には、中央省庁再編の中で農水省も生まれ変わります。そして、来年の四月には一足先に農業基本法がスタートして、来年四月にはぜひこの新漁業基本法、新林業基本法をスタートさせて、農業、林業、漁業が本格的に二十一世紀に再生する、そうしたスタートを切ってもらいたいと私は期待をしております。

そこで、水産庁長官と林野庁長官に、今どのように取り組む、今後どう再生に向けて頑張っていくのか、この決意をお二人に確認をしておきたいと思えます。

○中須政府参考人 新しい日韓漁業協定に続きまして、六月一日からは日中の漁業協定が発効する。我が国の周辺海域を我が国の責任において管理をする時代、大きく変わってきているわけであります。

ところが、我が国周辺海域の状況を見ますと、率直に申し上げて、資源状況がかなり悪化している。現行の悪化した水準を維持するためにもかなりの漁獲量を削減しなければならぬ、こういう試算もあるわけであります。あるいは、担い手が減少する、高齢化をする、漁村の活力が低下を起している。いわばこういう意味で、大きく政策の転換をしなければならぬ時期にきている、水産全体をめぐってそういう状況にあるというふうに認識をしております。

このため、昨年十二月に水産基本政策大綱を各方面の御意見を伺いながら取りまとめました。やはり一番の柱は、周辺の水産資源の回復を図って持続的利用を実現していく、ここにあると思います。それを柱にした新しい政策を打ち出していく、そのかなめとしての水産基本法をつくっていく、こういうことで、現在、法制的な整理を進める、それから、各方面からの意見を求めるという一連の作業を進めております。次の通常国会に向けて新しい水産基本法という形を練り上げるべく最大の努力を尽くしていきたい、こういうふうに

考えております。

○伴政府参考人 森林・林業につきましては、森林の多様な機能を発揮させることを基本的な考え方としておりまして、森林整備に当たりましては、一つは、多様な森林整備を行う。また、林業は、今後も継続的な経営をどうやっていくかという問題。それからもう一つが木材産業であります。需要構造が品質確保ということでも大きく変わっております。こういうことに対する構造改革を進めたいというふうに考えておりまして、法制度の関連も含めまして、今、鋭意検討を進めておるところでございます。

今後、広く意見をちょうだいいたしまして、平成十二年中におおむねの大綱というものを決め、そして十三年の通常国会には法律も提出いたしたい、こう考えておるところでございます。

○宮地委員 時間がないので詰めますけれども、両長官に、農業基本法のスタート、一年おくられてスタートしますけれども、日本の農林水産業再生の重要な法案なんだということで、どうか国民のニーズにこたえた新法をつくるように御努力をいただきたいと思います。

渡辺構造改善局長も来ておりますので一言だけ。

私も大変気になっておりますのは、今国会でぜひ成立させたかった農地法の改正案、これは新農業基本法フォローアップの重要な法案でありました。恐らくこの通常国会で最も重要な法案ではなかったかと私は認識しております。この点について構造改善局長の思いもあろうかと思っております。今後、この問題についてどう取り組んでいくのか、また、生産農家の若い人たちが将来、年金に對しても、きちんと希望の持てる農業者年金の改正問題もやはり重要な問題であろう、こう私は思っています。この二点について構造改善局長の今後の決意を確認しておきたいと思えます。

○渡辺政府参考人 二点お尋ねがございました。初めに農地法の改正案でありますけれども、こ

これはやはり、先生が御指摘のとおり、新しい基本法の重要な柱の一つでございます。基本法の中にはつきりと法人化の推進ということがうたわれております。生産法人制度について要件の見直しをする、これを通じて農業生産法人の生産活動を活性化すると、そして、地域の農政を推進していくということは大変重要なことでありますので、早期に実現を期待したいと考えております。

なお、この点につきましては、かなり農業者の方々あるいは農業者団体の方々と徹底した議論をこれまで行っていました。現場からの声も十分聞いております。現場からは強い期待がございます。私どもとしては、そうした期待にこたえて早期にこれを法律として固めていただき、現場の農政の推進にお一層力を注いでいきたいというふうに考えております。

年金制度につきましては、世の中の情勢が相当変わっておりまして、農政の面でいえば、やはり若返りを中心とした時代から、むしろ担い手をどう確保していくかという時代になっております。それににつきまして、現行の年金制度は必ずしもそぐうものではないと見えます。また、年金の将来設計を考えたとしても、一人が三人を支えるという制度がいつまでも長続きするわけではございませんので、この際、やはり抜本的な改正が必要と考えるところであります。

この抜本的改革を図るという点につきましては、関係者の方々の御意見も全く同様でありますけれども、実際に実行に移します段階でどれだけの負担をだれが行うかという点について、まだ必ずしも意見が集約をされておられません。つい先ごろ、農業者団体の現場の方々と議論を再開いたしました。かなり突っ込んだ議論が行われております。これを数回重ねまして、優先順位であるとか、どういうところが合意できて、どういうところが合意できないのか、きちんとした論点を整理した上で、また新たな気持ちで法律案の作成、あるいは概算要求へ向けた努力をいたしたいと考えております。

○富地委員 農業、林業、漁業全般にわたって、今回のこの三十八年ぶりに大改革をした食料・農業・農村基本法をベースとして、林業も漁業も二十一世紀に再生をさせなければ日本の農林水産業の将来はない、また、ここで本場に内閣が本気に入魂を込めた闘いをすれば、我が国の農林水産業は再び蘇生していくのではなからうか、こう私は考えております。この点について内閣を代表して最後に大臣の今後の決意をお伺いして、きょうの質問を終わりたいと思います。

○玉沢国務大臣 新しい時代に向かひまして、食料・農業・農村基本法をもとにいたしまして農業の進展に全力を尽くして頑張つてまいりたい。また、林業あるいは水産業におきましても、これから基本法を制定いたしまして、国会の御議論をいただき制定していただきました場合には、林業、水産業の振興、発展のためにも、そのもとで全力を尽くして頑張つてまいりたい、このように考えております。

○宮地委員 時間が参りましたので、終わります。大変ありがとうございました。

○松岡委員長 次に、藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 私は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案について質問をいたします。時間が非常に限られておりますので、法案に沿って私は質問をしていきたいというふうに思います。

今回の法案は、農水省としては初めて食品廃棄物の問題に取り組むため、発生抑制、それから減量、再生利用によって食品廃棄物の総量を減らしていくというものであり、対策の第一歩として私どもも評価をしているところであります。

まず、食品廃棄物を大量に発生する企業の社会的責任という問題についてお伺いをいたします。報道によりますれば、農水省は、年間排出量百トン以上の企業に対して勧告、命令、公表を含んだ規制をするというふうにしております。百トン以上の企業が総排出量に占める割合は非常に高く、一九九六年の厚生省の調査をもとにした農林

水産省の推計によりまして、食品産業から排出される食品廃棄物の総排出量は九百十万吨、このうち百トン以上の事業者の排出量は五百二十万吨で、企業数でいえばわずかに一・六%にすぎませんけれども、しかし、ごみの量では五七・一%を占めるという大変なものになっております。

したがって、この法律案には企業責任の原則というものが明記されておられませんが、こうした排出量の多い企業こそ、食品廃棄物を減らしていく上で非常に大きな社会的責任があるわけでありまして、基本方針でもこの点については明記をすべきだというふうに考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○玉沢国務大臣 今委員が御指摘されましたように、百トン以上の食品廃棄物を出す企業は一万六千、全体として一・六%であります。その量は、五七%と言いましたが、五五%から五七%ぐらいのところでございます。

したがって、法律におきましては、食品廃棄物の発生量が一定規模以上の事業者について、その再生利用等の取り組みが著しく不十分な場合におきましては勧告、公表、さらに命令といった措置を講じまして、その確実な実施を確保する、こういうことになっておられるわけでございまして、委員のおっしゃられることの御趣旨にも合致すると考えておるところでございます。

○藤田(ス)委員 次に、法案は、企業に対して食品循環資源の再生利用、食品廃棄物の減量、発生抑制、三つの手法を組み合わせることで排出量の削減をするということにしていますが、三者の関係がもう一つ明確にはなっていない。しかし、廃棄物処理問題で第一義的に行うべきなのは発生の抑制でありまして、この点では三者の優先順位というものを明記しておくべきではないでしょうか。

本法案の理念法である循環型社会形成基本法案では、対策の優先順位を、ごみの発生抑制、再利用、そして再利用、明確にしております。これは当然のことでありまして、もし一定量の再利用だ

けが一面的に推進されるということになれば、ごみの総量増加を抑える効果が失われることになるわけでありまして、対策の優先順位というのは基本計画で明確にしておくべきではないかというふうに考えますが、この点はいかがでしようか。

○福島政府参考人 本法案におきましては、食品廃棄物等の再生利用、発生の抑制及び減量を一体的に促進するというところで構成しているわけでございます。

具体的に言えば、事業者は、発生します食品廃棄物の再生利用、それから発生の抑制、減量のうち、経済的に見まして最も効果的な手法で取り組むものというふうに考えられるわけでござい

ました。一般的には、発生抑制あるいは減量は、再生利用の費用も含めまして事業者の廃棄物処理コストの低減につながるわけでござい

ますから、事業者がみずから積極的に取り組むものと考えられるわけでござい

ます。再生利用の費用を含めまして、事業者の廃棄物処理コスト以下のコストの範囲内では、発生の抑制や減量がまず行われるというふうに考えられるわけでござい

まして、そうした考え方ににつきましては、基本方針あるいは事業者の判断基準等で明らかにしてまいりたいというふうに思っております。

○藤田(ス)委員 次に、今回の法案は、食品廃棄物を主に肥料と飼料に再利用することが柱の一つになっております。再利用を円滑に進めるためには、リサイクルされた肥料飼料の安全性と品質の確保が不可欠であります。

改めて言うまでもありませんが、つくられたリサイクル商品の安全性や品質について信頼を得ることができなければ、リサイクルは進まないというところになるわけであります。この点は農水省の報告書も指摘をしております。実際、食品廃棄物のリサイクルを既に実施しているドイツ、アメリカ、デンマーク、韓国などの諸外国では、製品の安全性について、さまざまな進んだ対策を講じております。また、今回は、リサイ

クル率〇・三%とほとんどリサイクルが進んでいなかった一般廃棄物としての食品残渣を資源にしていこうというわけでありますから、当然のこと、今の段階では農家や消費者から不安の声も上がってきているわけであります。

そこで、私は二つ伺いたいのですが、肥料の有害成分の検査の問題であります。

今回、回収、リサイクルが進むと見込まれる外食、小売業から出てくる一般廃棄物は、多くは都市部の方からたくさん出てまいりますが、その都市ごみには異物だとか有害成分の混入も考えられるわけですが、現に、農水省が先進事例として紹介されているものがありますが、そういう事業所でさえ、今後の技術課題として異物混入の防止策を講じることを挙げているわけですから、異物や有害成分などの混入には十分注意をする必要があるわけであります。

ドイツでは、九七年に施行しましたバイオ廃棄物政令で、バイオ廃棄物の鉛、カドミウム、クロム、銅、ニッケル、水銀、亜鉛の含有量について、かなり厳しい基準を設けているわけでありますが、この点について農水省はどういうふうにお考えなのか、お示しをいただきたい。

もう一点は飼料についてですが、家畜に危害を与えない仕組みをつくる必要があるわけですが、飼料の場合に大事なことは、伝染病や病気を予防するための衛生管理ということになるわけですが、アメリカでは、実際に病気を発生してしまったという経験から、熱処理を義務づけられているというふうに言われています。この点については、畜産試験場の栄養部長さんも、夏場の腐敗が心配だということでも衛生面を非常に重視されて、飼料の安全についても大変強調されていらっしゃるわけですが、飼料の安全について、独自の対策をとる必要があると思いますが、この点はいかがでしようか。

○福島府参考人 まず肥料でございます。食品廃棄物につきましては、現在リサイクルに向けているものの、約三割が肥料でございます。した

がいまして、この安全性の確保が重要であります。

このために、本法におきまして、主務大臣が定める食品関連事業者の判断の基準の中で、肥料の安全性の確保、品質の安定、安定供給を行うことを定めまして、その実施を指導、助言、勧告等により確保することとしております。

また、六割程度が飼料としてリサイクルされているわけでございますが、この安全性の確保等も重要でございます。これも同様に、食品関連事業者の判断の基準の中で、飼料の安全性の確保、品質の安定、安定供給等を行うことを定めまして、その実施を指導、助言、勧告等により確保していくこととしております。

いずれにしても、これらの基準の策定につきましては、リサイクル技術等に関する学識経験者やリサイクル製品の利用者であります農業者等の意見を聞くこととしております。

また、生産されました肥料につきましては、肥料取締法に基づきまして定められた品質表示基準、種類、名称、含有成分量あるいは原料の種類等を表示するというようにしております。また、飼料につきましては、飼料安全法に定め基準、規格への適合性が確保されるわけでございます。また、肥料検査所等によります立入検査の実施等により、その品質の確保が図られるということになっていくわけでございます。

○藤田(ス)委員 ぜひともそうしたことで基準を設定し、やはり何となく安心して使えるものとして取り組みを進めていただきたいというふうに思っています。

今回の法案は、もう一つは、処理の広域化を進めるために、受け入れ先の自治体の許可がなくなっているわけでありまして、しかし、生ごみというのは腐りやすいという特性を持っているために、需要が滞ったり、あるいは処理能力が追いつかなかつたりする場合、受け入れ先の自治体や住民が不利益をこうむるということが考えられない

わけではありませんが、万一こうしたことが起こった場合に、迅速に解決できるシステムを何かお考えなのかという点が一点であります。

時間がある点で、重ねて同じ問題で質問をいたしますが、また、多量に再商品化した場合、実際に循環システムがつけられるのかというもう一つの問題です。

先日、農水省が公表しました家畜排せつ物等のたい肥化施設設置・運営状況というのを見てみますと、運営に当たった問題点の第一位は、販路の確保が困難だ、これが三六・七%です。それから二番目が、堆肥の価格が安価だ、これが二九%。つまり、堆肥を出す側としては値が余りにも安過ぎて、そういう点では非常に負担感だけがかかるということで、そういう答えを出しています。

一方、それを活用する農家の話を聞きますと、堆肥は欲しいは欲しいが、価格が高くては使えない、こういう答えと、運搬や施肥が大変で引き取れないという点で、ここにも経営難だとか高齢化というのが利用の促進を阻んでいるという実態があるわけであります。

こうした問題を解決するために、自治体が独自の利用補助を行っているところがたくさんあります。例えば高知の西土佐村などというところは直接利用補助を行っておりますし、また、施肥のために機械を開発するというような動きももう起こってきております。リサイクルを国の政策として進めていく以上、こういった堆肥の実情をよく見て、農家が喜んでそれを活用できるように、製品の利用と流通に対しては、財政的な支援を含め、十分な対策を国としてとっていく必要があるのではないかというふうに考えます。対策の問題であります。

○福島府参考人 まず最初に、先生から御質問がございました広域処理の場合に、持ち込まれる方の市町村の生活環境に支障がないのかという御質問でございます。

あるいは三者間の計画認定の際に、一つは、再生利用事業が生活環境の保全上支障がないということと登録の要件としておりますし、また、再生利用事業計画の認定に当たりまして、再生利用事業が確実に実行されるということを審査するようにしております。したがって、その審査の段階で、支障を及ぼすようなおそれがある場合には排除されるというふうに考えております。仮に登録等の後にそうした事態が発生した場合には、登録なり計画の認定の取り消しを含めまして、的確な指導、処分を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それからまた、販路の確保についてでございます。これにつきましては、二つの面、つまり、一つはコストの面でございまして、低コストによりますリサイクル製品の供給ということが一つ、また、そのリサイクル製品の安全性と品質の確保を図っていくということが重要であります。

それで、本法におきまして、先ほど申し上げました、主務大臣が定める事業者の判断基準等によりその実施を確保していくというふうにしておりますが、自治体なり、あるいは三者契約、あるいは登録事業者の取り組みを支援するために、今後、食品廃棄物の処理施設の整備なり、再生利用等の技術開発なり実証事業、さらには普及、開発等に関する各種の予算措置等につきまして、来年度予算要求等におきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○藤田(ス)委員 最後になりますが、リサイクルを進めるに当たって、飼料、肥料以外の再利用方法の積極的な位置づけという問題であります。

食品廃棄物の利用を考えたときに、とりわけ再利用が進んでいるのが廃油、てんぷらなどの後の廃油がよく進んでいるのじゃないかというふうにも思っています。実際、農水省の方に聞きましても、廃油については、量は家庭用と業務用と半々に出てくるわけでありまして、業務用の方はもう既に石けんだとか飼料の添加物、塗料の原材料に使われるというようなことで再利用が進んで

いまして、石けんなどはクリーニング店が非常に多く利用しているということであります。

本法案第二項五項では、「再生利用」とは、「食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原料として利用」または「譲渡する」というふうに定めているわけでありまして、廃油をもとにした製品というのは、環境に優しいという意味でも大変すぐれた製品になるわけでありまして、その他政令で定める製品」として指定していただきたいと思います。

もう一つ、廃油についての利用の問題ですが、環境の保全の運動と結びついて、かつて家庭からの回収と再利用が地域住民の手によってずっと進められてきておりまして、実は私も、もう二十年もはるか前になりましたが、そういう取り組みを行ったことがあるわけでありまして、農水省の方も二年前からこの食品リサイクル法に先駆けて、家庭から出る廃油の回収とリサイクルの事業を全国六カ所を実施しているわけでありまして、大臣、これはとてもいい事業でありますので、この事業は本法案を契機にさらに発展、継続、充実するように取り組みをいただきたいと思います。二点目でありまして。

時間が限られておりますので、もう一点お伺いいたします。食品廃棄物というのは、資源として、飼料、肥料のみならずエネルギー利用でもさまざまな可能性を秘めたすぐれた資源であるという点からも、私は、もともととって研究開発し、推進をしていかなければいけないかというふうに考えておりますので、この点について最後にお伺いをして終わりたいと思います。三点です。

○福島政府参考人 まず、法案の二条五項一号で、すね、「肥料、飼料その他政令で定める製品」ということで、この政令では、現在のところ、土壌改良資材、あるいは今、先生からお話が出ておりました石けん等の油脂、そのほかメタン等のエネルギー利用、そういったものの技術の開発、実証等の動向を踏まえまして、政令で指定することを考えているとごいます。

それから二番目の、廃食用油のリサイクルでございますが、現在、業務用から出ます廃食用油につきましましては、これを回収業者が回収して再生利用するシステムが既に存在しておるわけでございますが、家庭系の廃食用油の回収はロットが小さいということ、あるいは場所が散在しているというようなことから、余り取り組まれていないのが現状でございます。

そういうことから、先生が今御発言されましたように、平成十一年度から農林水産省としましては助成をいたしまして、家庭系の廃食用油のリサイクルを推進するためのモデル事業を実施しているところでございます。農林水産省といたしましては、このような事業を通じて、家庭系の廃食用油のリサイクルが定着していくことを期待しているわけでありまして、こうした取り組みがさらに普及し、事業系及び家庭系を通じた食用油系のリサイクルシステムの確立に努力してまいりたいというふうに考えております。

また、今後のリサイクルを推進する上で、技術開発あるいは資金の確保、さらにはその情報の普及啓発等、重要だということに考えております。来年度予算要求等におきまして検討をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○藤田（二）委員 これで質問を終わります。

私、これが最後の質問になりました。大臣、私は、いみじくも今回、議員になるはるか前に取り組んでいた問題がようやく法制化されるということで、偶然にしては過ぎるななんて自分で考えていました。この廃油の問題は非常に、食品廃棄物をリサイクルしていくという点では、本当に早くから住民の中に意識としてはあったし、実際取り組んできたのですが、なかなか息が続かないのです。それで本当に困っていたところ、農水省がこういう法案を出され、そして、もう既に二年前からモデル事業もやられていると聞いて、この点については私は、大臣にぜひお骨折りをいただいて、この法案をきつかけにして、家庭の中でももともととって食品残渣を資源として

活用していく、そしてまた、総量として減らしていく、こういう立場で推進したいという点で、大臣にそういう予算化のために御努力をいただきたいということをもう一度要請して、最後の御答弁を求めたいと思います。

○玉沢国務大臣 委員の切々たる御意見を十分お伺いをいたしまして、資源の再利用化につきましましては、肥料とか飼料のほかに利用していく。特に御指摘をいただきました家庭用の廃油のリサイクル等についても、今端緒をついたところでございますが、モデル事業等を成功させまして、十分資源の再利用化につき頑張っていきたい、このように思います。

先ほど宮地委員も同じような御意見があったわけでございますが、長い間の議員活動に對しまして心からの敬意を表し、宮地委員また藤田委員の御健闘に感謝申し上げまして、答弁といたします。

○藤田（ス）委員 どうもありがとうございます。

○松岡委員長 次に、菊地重君。

○菊地委員 社民党・市民連合の菊地でござい

ます。古代の都市は、砂によって埋もれたのではなくて、廃棄物によってその機能を失って埋もれたというところを、そういう論文を読んだことが私はあるわけでございます。人間の業といたしまして、人間が活動するところにおいて廃棄物が生ずることは当然なことでありまけれども、現代の人類が発生させる廃棄物はそのまま自然に返らないものがほとんどであり、過去の文明を見ましても、そのあふれるごみにどう対応できたかによって、その盛衰がかかっていったと言っても過言ではないと思うわけでございます。

物資があふれる現代におきまして、近年ようやくリサイクルの機運が高まりまして、我が国でも、国会におきまして、資源循環型の社会を形成していくために関連の諸制度が整備されていくことになったことは大変喜ばしいことだと思

うございます。本法案は、そうした流れの中で、食品循環資源の特性をとらえて、事業者の主体的な取り組みによるその再生利用等を促進することとするものでありまして、その理念は大いに賛同するところでございます。しかしながら、生ごみのリサイクルの現場などを見てまいりますと、そうした理念だけでは済まない現場の悩みというものも多々存在しているように感じます。

本日は、本法案の理念を実現していくに当たり、実効あるものであるか、私が現場などの声を聞きまして問題と考えております点等につきましまして、お尋ねしていきたいと思うわけでござい

ます。現場においてよく言われることは、生ごみのリサイクルに取り組んでも、しっかりと品質のものができなくて、農家にもなかなか引き取ってもらえないということがあるわけでございます。本法によって食品循環資源の再生利用等を食品産業に義務づけることになりましたが、せっかくリサイクルに取り組んでも、品質面においてよいものができないということであれば、結局は、今までと同様ななかなかリサイクルは進んでいかないということになると思

います。そこで、お尋ねいたすわけでありますが、食品循環資源のリサイクル技術は確立していると言えるかどうかというところでございます。また、品質が確保されず、結局、利用されないものができるというようなことにはならないかどうか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○福島政府参考人 食品廃棄物のリサイクル技術でございますが、現在の先進事例におきまして、肥料なり飼料等としてリサイクル製品が農業生産面において利用されているところでありまして、さらなる品質の安定、向上、あるいはコストの削減に向けてまして研究開発を推進する必要があるというふうに考えております。

また、本法案では、リサイクル製品の品質を確保するために、主務大臣が定めます「食品関連事業者の判断の基準となるべき事項」におきま

て、肥飼料等の安全性、品質の安定性、安定供給等につき定めまして、その実施を指導助言、勧告等により確保することとしておられるところでございます。

この基準の策定に当たりましては、リサイクル技術等に関する学識経験者やリサイクル製品の利用事業者等の意見を食料・農業・農村政策審議会の場で聞くというふうにご検討しております。また、現在、実施中の実証試験の結果等も踏まえまして、実効ある内容のものとしてまいりたいというふうに考えております。

○菊地委員 今の話に関係がある話でありますけれども、なかなかよいものがないということ、たとえ引き取ってもらえたとしても、現時点においてはほとんどだで、付加価値がついて売れるものにはならないということが多くあるかと思うわけでありまして。

また、製品が売れるかどうかということとはリサイクルのコストにも関係してくるわけでありまして、そもそもリサイクルを行うことは事業者にとつては負担となるところであるわけですが、資源循環型社会を形成していくためのコストについては、事業者も必分の負担をしていくことは当然必要であると考えておりますけれども、それが事業者にとつて過大な負担となるようでは、取り組みがなかなか進まないおそれがあるわけでございます。

そこで、お尋ねしたいわけでありまして。

リサイクル製品は有償で引き取られるようなものとなることだと思っておりますが、また、食品循環資源のリサイクルはコスト的に成り立たずに、取り組みがうまく進んでいかないということにならないかどうか心配であるわけでありまして、その点はいかがでございますでしょうか。

○福島政府参考人 現状におきまして、堆肥の場合、無償で引き取られる場合が多いわけでございますけれども、中にはトシ五千円程度で販売されている例もあります。また、飼料の場合には、トシ一万円程度で販売されている例があるわけでございます。

ございます。今後、本制度のもとでの取り組みによりまして、肥飼料等のリサイクル製品の安全性な品質の安定性、あるいは安定供給が進んでくれば、相応の価格で安定的に引き取られるようになるかと考えているわけでございます。

そのために、本法案に基づきます登録再生利用事業者制度あるいは再生利用事業計画制度を活用しました広域的なリサイクルシステムを構築していくということ、また、低コストのリサイクル技術の開発、普及を図っていくこと、また、リサイクル製品の安全性、品質の安定性あるいは安定供給を確保していくことが重要なわけでございます。いまして、こうしたことの推進を通じて、リサイクルを推進してまいりたいと考えております。

他方、埋立施設その他の廃棄物処理施設が逼迫しておりますので、その関係で、今後も廃棄物処理手数料が大幅に増加が見込まれるわけでございます。そういうことを考えれば、近い将来におきまして、リサイクルコストは経済的に見合う水準になるものというふうに考えております。

○菊地委員 次に、食品産業と農業の連携についてお尋ねしたいわけでありまして。

食品循環資源は本法案でも肥料や飼料として利用されることが主として想定されているわけでありまして、それが現実かと思いますが、すると、その肥料や飼料を使って生産された農産物というものが生まれることになるわけでありまして、これについては、食品循環資源の発生者である食品関連事業者によって利用されることが安定的なリサイクル社会を構築していく上では大変意義深いことというか、必要であらうと考えています。

そこで、大臣にお尋ねします。そうした循環の輪を構築するためにそのような取り組みをどのように推進していくかと考えておられますか、お尋ねしたいと思います。

○玉沢国務大臣 リサイクルにおいて一番大事なことは、リサイクルをされた肥料とか飼料を使って生産をされた農産物の販路が確保されていくということであると思っております。

この法案におきましては、排出事業者、再生利用事業者、農業者の三者が共同で再生利用事業計画を作成する制度を設けているところであります。本制度の活用を通じて、リサイクル製品である肥料、飼料の農業者による利用と、その農業者が生産する農産物の食品関連事業者による利用を促進してまいりたいと考えているところでございます。

○菊地委員 事業者への取り組みについては、今までの他の委員からの質問にもお答えがございましたとおり、頑張っていただいたいの思っているわけでありまして。

本法は、事業系については事業者が義務を課し、その推進方策も明確に打ち出しておられるわけでありまして、家庭系については直接、具体的な義務を課すに至っていないわけでございます。各家庭における取り組みは、自分自身のことと考えてみても、個人のライフスタイルにもかかわってくるものであり、なかなか難しい問題があると思っております。家庭系の食品廃棄物も食品廃棄物の約半分という大きなシェアを占める以上、その部分の対策も必要であるかと考えます。

そこで、総括政務次官にお尋ねします。家庭系の生ごみについてはどのように対応していくかと考えておられるか、お尋ねしたいと思っております。

○谷津政務次官 先生の御指摘のとおり、家庭系から排出される生ごみは年間約一千万トン、約半分を占めておられるところであります。食品廃棄物の再生利用等を推進していく上で、事業系の一般廃棄物とともに、これら家庭から排出される生ごみの再生利用の推進を図ることは非常に重要であると考えるところであります。

このために、本法案におきましても、消費者の責務といたしまして、食品の購入または調理の方法等の改善によりまして食品廃棄物の発生を抑制すること等が規定されているところであります。

また、現時点の社会経済事情を勘案した場合に、消費者に対して再生利用等の実施を義務づけることは、先生の御指摘のとおり、困難であると考えております。本法案により事業系食品廃棄物のリサイクルが円滑に進む仕組みが整備されてくるならば、消費者の自覚による分別の徹底とあわせまして、家庭からの廃棄物も事業系食品廃棄物のリサイクルに取り込まれるようになりまして、事業系あるいは家庭系を合わせた食品廃棄物全体のリサイクルが進むのではないかと考えております。

○菊地委員 時間が来たようでありまして、最後の質問にさせていただきますけれども、私も、国民一人一人がみずからの生活を振り返って認識を高めていくということが重要であると認識しております。リサイクル社会の構築に対して、認識するだけでなく、さらに国民は、食料や農業の厳しい状況などについても深く認識をしていくことがあわせて必要であると考えます。食料自給率がカロリーベースで四〇％という点についてはその向上が必要であると考えます。ライフサイクルの問題ではありますけれども、世界で多くの人が飢えに苦しんでいる一方で大量の食糧残しや廃棄を行っているというところは、それをリサイクルすればいいというだけの問題ではないと思っております。

そこで、お尋ねしたいわけでありまして、そうした観点からは、リサイクルに合わせ、合わせたというよりも、リサイクルの前に発生抑制を推進していくことが何よりも必要であると考えますが、どのように考えておられますか、お尋ねしたいと思います。

○谷津政務次官 世界には約八億人の栄養不足人口が存在している中で、我が国の食料が海外からの輸入に頼っている、しかも、それが増大しているというところは、日本の食をめぐると状況は厳しく受けとめていかなければならないというふうに考えておるところであります。

こうした観点から、食料、食品の廃棄や食べ残しを減らすことは重要な課題であると認識をしております。そのために、先般、食料・農業・農村

基本計画における食料自給率目標を定めるに当たりましたも、食品の廃棄や食べ残しの減少を織り込んでいこうとあります。

さらに、本法案におきましては、食品循環資源の再生利用と食品廃棄物の発生抑制、減量を一体的にとらえて、その推進を図ることとしているところであります。

具体的には、事業者及び消費者の責務といたしまして食品廃棄物の発生を抑制するように努めることを規定しておりますとともに、食品関連事業者がとるべき食品廃棄物の発生を抑制する取り組みを、主務大臣が定める基準において定めることとしております。これらを通じて、食品廃棄物の発生を抑制してまいりたいと考えているところであります。

○菊地委員 ありがとうございます。以上で終わります。

○松岡委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○松岡委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

〔賛成者起立〕

○松岡委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○松岡委員長 この際、本案に対し、金田英行君外七名から、自由民主党、民主党、公明党、改革クラブ、日本共産党、保守党、自由党、社会民主党・市民連合及び佐々木洋平君の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。金田英行君。

○金田英委員 私は、自由民主党、民主党、公明党、改革クラブ、日本共産党、保守党、自由党、社会民主党・市民連合及び佐々木洋平君を代表し

て、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案に対する附帯決議案(案)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、食品循環資源の有効な利用の確保及び食品廃棄物の排出の抑制に万全を期すべきである。

記

一 食品循環資源の再生利用等の促進については、食品産業の健全な発展のみならず農業の自然循環機能の維持増進を図る観点から、関係省庁間の連携を密にしつつ、国はもとより、地方公共団体、事業者、消費者がその責務を果たすことができるよう十全を期すとともに、これら相互の共同した取組を助長すること。その際、一般家庭の生ゴミの再生利用等の促進についても配慮すること。

二 食品関連事業者の判断の基準となるべき事項については、食品関連事業者の実態を十分把握し、食品循環資源を原材料とする肥料等(以下「特定肥料等」という)の安全性、成分の一定性、供給量の安定性等が確保されるよう、適正に定めるとともに、再生利用等の適確な実施を確保するための適切な指導・助言を行うこと。

また、勧告・命令等の対象となる食品関連事業者の食品廃棄物の発生量に係る要件については、業態ごとの実情のほか、再生利用等に係る処理能力や特定肥料等の販路確保の確実性等を参照し、適正に定めること。

三 登録再生利用事業者制度の運用に当たっては、特定肥料等の製造業者の育成確保が図られるよう、十分配慮すること。

四 再生利用事業計画の認定制度の運用に当たっては、食品関連事業者、農林漁業者等及び肥料等の製造業者の連携の円滑化が確保

されるよう、十分配慮すること。その際、特定肥料等を利用して生産された農林水産物を食品関連事業者へ提供する取組を助長するよう努めること。

五 食品循環資源の再生利用等の促進に資するよう、関連施設の整備等に対する支援を一層充実強化するとともに、必要な税制上の特別措置及び資金の確保、情報の収集・提供に努めるほか、教育活動、広報活動を通じて国民の理解と協力を得ていくための体制整備を図ること。

また、特定肥料等の品質の向上及びコストの低減が図れるよう試験研究を充実強化すること。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のことと思いますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○松岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

〔賛成者起立〕

○松岡委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣玉沢徳一郎君。

○玉沢国務大臣 ただいまは法案を可決いただき、ありがとうございます。附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後、最善の努力をいたしてまいります。

○松岡委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○松岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松岡委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後三時二十八分散会

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本方針等(第三条―第六条)

第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施(第七条―第九条)

第四章 登録再生利用事業者(第十条―第十七条)

第五章 再生利用事業計画(第十八条・第十九条)

第六章 雑則(第二十条―第二十五条)

第七章 罰則(第二十六条―第二十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物の発生抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、飲食品のうち薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律において「食品廃棄物等」とは、次に掲げる物品をいう。

一 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの

二 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

3 この法律において「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。

4 この法律において「食品関連事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者

二 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者

5 この法律において「再生利用」とは、次に掲げる行為をいう。

一 自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用すること。

二 食品循環資源を肥料、飼料その他前号の政令で定める製品の原材料として利用するために譲渡すること。

6 この法律において「減量」とは、脱水、乾燥その他の主務省令で定める方法により食品廃棄物等の量を減少させることをいう。

第二章 基本方針等  
(基本方針)

第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量(以下「食品循環資源の再生利用等」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を

定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(事業者及び消費者の責務)

第四条 事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、食品循環資源に関する情報の収集、整理及び活用、食品循環資源の再生利用等の促進に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、食品循環資源の再生利用等の促進に関する国民の理

解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めなければならない。

第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施

(食品関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第七条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、主務省令で、第三条第二項第二号の目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、食品循環資源の再生利用等の状況、食品循環資源の再生利用等の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はこれを改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

(指導及び助言)

第八条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、食品循環資源の再生利用等について必要な指導及び助言をすることができ。

(勧告及び命令)

第九条 主務大臣は、食品関連事業者であつて、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件に該当するものの食品循環資源の再生利用等が第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該食品関連事業者に対し、その判断の根拠を示して、食品循環

資源の再生利用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた食品関連事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた食品関連事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、食品循環資源の再生利用等の促進を著しく害すると認めるときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、当該食品関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 登録再生利用事業者

(登録)

第十条 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第二条第五項第一号の政令で定める製品(以下「特定肥料等」という。)の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 再生利用事業(特定肥料等の製造の事業をいう。以下同じ。)の内容

三 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地

四 特定肥料等の製造の用に供する施設の種類及び規模

五 特定肥料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地

六 その他主務省令で定める事項

主務大臣は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。

3

6

主務大臣は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。

3

一 再生利用事業の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 前項第四号に掲げる事項が、再生利用事業を効率的に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該申請をした者が、再生利用事業を適確かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。

四 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。  
一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第十六条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち以前二号のいずれかに該当する者があるもの

五 第一項の登録を受けた者(以下「登録再生利用事業者」という。)は、第二項各号に掲げる事項を変更したとき、又は第一項の登録に係る再生利用事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

六 主務大臣は、第一項の登録をしたとき、又は前項の届出を受けるとき(第十六条第一項の規定により第一項の登録を取り消す場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を第二項第三号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

(登録の更新)  
第十一条 前条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の更新について準用する。  
(名称の使用制限)

第十二条 登録再生利用事業者でない者は、登録再生利用事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(標識の掲示)

第十三条 登録再生利用事業者は、当該登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(料金)  
第十四条 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施前に、当該再生利用事業に係る料金を定め、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の料金が食品循環資源の再生利用の促進上不適当であり、特に必要があると認めるときは、登録再生利用事業者に対し、その変更を指示することができる。

3 登録再生利用事業者は、主務省令で定めるところにより、第一項の料金を公示しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)  
第十五条 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施に関し、特定の者に対し不当に差別的取扱いをしてはならない。

(登録の取消し)  
第十六条 主務大臣は、登録再生利用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十条第一項の登録を取り消すことができる。

一 不正な手段により第十条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

二 第十条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

三 第十四条第二項の規定による指示に違反したとき。

四 この章の規定又は当該規定に基づく命令の規定に違反したとき。

2 第十条第六項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。  
(主務省令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、登録再生利用事業者の登録に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 再生利用事業計画

(再生利用事業計画の認定)

第十八条 食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等(農林漁業者その他の者で特定肥料等を利用するものをいう。以下同じ。)又は農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業の実施及び当該再生利用事業により得られた特定肥料等の利用に関する計画(以下「再生利用事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 再生利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 再生利用事業計画を作成する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 再生利用事業の内容及び実施期間

三 再生利用事業により得られた特定肥料等の農林漁業者等による利用に関する事項

四 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地

五 特定肥料等の製造の用に供する施設の種類及び規模

六 特定肥料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地

七 その他主務省令で定める事項  
主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その再生利用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らして適切なものであり、かつ、第七条第一項に規定する判断の基準とな

るべき事項に適合するものであること。  
二 特定肥料等の製造を業として行う者が、再生利用事業を確実に実施することができることと認められること。

三 再生利用事業により得られた特定肥料等の製造量に見合う利用を確保する見込みが確実であること。

4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を第二項第四号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

(計画の変更等)  
第十九条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る再生利用事業計画を変更しようとするときは、共同して、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業者が前条第一項の認定に係る再生利用事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて再生利用事業を実施しておらず、又は当該再生利用事業により得られた特定肥料等を利用していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第四項の規定は前項の規定による認定の取消しについて準用する。

第六章 雑則  
(廃棄物処理法の特例)

第二十条 一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第七

条第八項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。は、同条第一項の規定にかかわらず、食品関連事業者の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村(都の特別区の存する区域にあつては、特別区。次項において同じ。)の区域から第十条第一項の登録に係る同

じの区域から第十条第一項の登録に係る同

じの区域から第十条第一項の登録に係る同

じの区域から第十条第一項の登録に係る同

じの区域から第十条第一項の登録に係る同

条第二項第三号の事業場への食品循環資源の運搬（一般廃棄物、廃棄物処理法第二條第二項に規定する一般廃棄物をいう。第三項において同じ。）の運搬に該当するものに限り、以下この条において同じ。）を業として行うことができる。

2 一般廃棄物収集運搬業者は、廃棄物処理法第七條第一項の規定にかかわらず、認定事業者である食品関連事業者（認定事業者が第十八條第一項の事業協同組合その他の政令で定める法人である場合にあつては、当該法人及びその構成員である食品関連事業者の委託を受けて、廃棄物処理法第七條第一項の運搬の許可を受けた市町村の区域から認定計画に係る第十八條第二項第四号の事業場への食品循環資源の運搬を業として行うことができる。）

3 前二項の規定により一般廃棄物収集運搬業者が行う食品循環資源の運搬又は廃棄物処理法第七條第四項の許可を受けた登録再生利用事業者が食品関連事業者の委託を受けて行う再生利用事業（一般廃棄物に該当する食品循環資源を原材料とするものに限る。以下この項において同じ。）若しくは同条第四項の許可を受けた認定事業者が認定計画に従つて行う再生利用事業については、同条第八項の規定は、適用しない。

（肥料取締法の特例）

第二十一條 特定肥料等の製造を業として行う者であつて、肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七十七号）第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出をしなければならぬものが、第十條第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて特殊肥料（同法第二十二條第二項に規定する特殊肥料をいう。以下同じ。）の生産又は販売を行おうとする場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八條第一項の認定を受けたときは、同法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出があつたものとみなす。

より当該届出をしたものとみなされる者を除く。が、第十條第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて再生利用事業を行おうとする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たり同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の規定による届出をしなければならぬ場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八條第一項の認定を受けたときは、同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の届出があつたものとみなす。

3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行つてゐる場合（次項に規定する場合を除く。）において、肥料取締法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の規定による届出をしなければならぬ事項について第十條第五項の届出をし、又は第十九條第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出があつたものとみなす。

4 登録再生利用事業者又は認定事業者が特殊肥料の生産又は販売を行つてゐる場合において、肥料取締法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の規定による届出をしなければならぬ事項について第十條第五項の届出をし、又は第十九條第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の届出があつたものとみなす。

（飼料安全法の特例）

第二十二條 特定肥料等の製造を業として行う者であつて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）以下「飼料安全法」という。）第十八條第一項又は第二項の届出をしなければならぬものが、第十條第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて飼料安全法第二條の第二項の規定により基準又は規格が定められた飼料の製造又は販売を行おうとする場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八條第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。

2 特定肥料等の製造を業として行う者であつて、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の届出をしてゐるもの（前項の規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く。）が、第十條第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて再生利用事業を行おうとする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たり飼料安全法第十八條第四項の規定による届出をしなければならぬ場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八條第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第十八條第四項の届出があつたものとみなす。

3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行つてゐる場合（次項に規定する場合を除く。）において、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の規定による届出をしなければならぬ事項について第十條第五項の届出をし、又は第十九條第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第十八條第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。

4 登録再生利用事業者又は認定事業者が第一項に規定する飼料の製造又は販売を行つてゐる場合において、飼料安全法第十八條第四項の規定による届出をしなければならぬ事項について第十條第五項の届出をし、又は第十九條第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第十八條第四項の届出があつたものとみなす。

（報告徴収及び立入検査）

第二十三條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、食品関連事業者又は認定事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録再生利用事業者に対し、再生利用事業の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第二十四條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三條第一項の規定による基本方針の策定、同条第三項の規定による基本方針の改定及び同条第四項の規定による公表に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

二 第七條第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項の規定による当該事項の改定、第八條に規定する指導及び助言、第九條第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令、第十八條第一項に規定する認定、同条第四項（第十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十九條第一項に規定する変更の認定、同条第二項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣

三 第十條第一項に規定する登録、同条第二項（第十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理、第十條第五項（第十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第十條第六項（第十一條第二項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十四條第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示、第十六條

第一項の規定による登録の取消し並びに前条第二項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥料等の製造の事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第二条第六項の主務省令については、農林水産大臣及び環境大臣の発する命令

二 第七條第一項並びに第十八條第一項及び第二項第七号の主務省令については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣の発する命令

三 第十條第二項並びに第三項第一号及び第二号（これらの規定を第十一條第二項において準用する場合を含む）、第十三條、第十四條第三項並びに第十七條の主務省令については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥料等の製造の事業を所管する大臣の発する命令

3 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

（経過措置）

第二十五條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第二十六條 第九條第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十條第五項又は第十四條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二條の規定に違反した者

三 第十三條の規定による標識を掲示しなかつた者

平成十二年六月二日印刷

四 第十四條第三項の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者

五 第二十三條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第二十三條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（経過措置）

第三條 この法律の施行の際現に登録再生利用事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第十二條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（食料・農業・農村基本法の一部改正）

第四條 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十條第三項中「及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）」を、「主要食糧の需給及び価格の安定に

平成十二年六月五日発行

関する法律（平成六年法律第百十三号）及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第 号）に改める。

理由

食品廃棄物等の発生量が増大し、その有効な利用が十分に行われていない状況にかんがみ、食品循環資源の再生利用等について国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録その他食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局